

平成 26 年度

指定管理者監査報告書

(青梅市障がい者サポートセンター)

青梅市監査委員

指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
青梅市障がい者 サポートセンター	特定非営利活動法人 青梅市障害者団体連合会	健康福祉部障がい者福祉課

2 監査の範囲

平成25年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

3 監査の期間

平成26年10月10日から平成26年12月18日まで

説明聴取 平成26年11月25日

4 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者および所管課に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

(1) 指定管理者

ア 施設の運営管理は、適切に行われているか。

イ 事業の執行は、協定書および管理運営業務基準のとおり実施されているか。

ウ 利用促進のための努力は、なされているか。

エ 会計処理は、適切に行われているか。

オ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。

(2) 所管課

ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は、生かされているか。

イ 指定管理者の指定は、関係法令等に従って適正・公平に行われているか。

ウ 協定書の締結は、適正に行われているか。

エ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

オ 業務の履行確認は、事業報告書等によりなされているか。

第2 青梅市障がい者サポートセンターの概要

1 目的

青梅市障がい者サポートセンター（以下「センター」という。）は、障害者および障害児の社会参加と自立を支援するとともに、地域社会との交流を促進し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 利用者の範囲

- (1) 青梅市在住の障害者・児（身体障害、知的障害、精神障害等）とその家族
- (2) 青梅市在住の方で組織されている障害者団体
- (3) その他市長が必要と認める者

3 施設の概要

(1) 所在地等

青梅市大門2丁目261番地の1
鉄筋コンクリート造り 2階建て
敷地面積 2,715.45平方メートル
建築面積 1,117.43平方メートル

(2) 開館時間

- ア 平日・土曜日・祝日 午前9時から午後6時まで
イ 日曜日 午前9時から午後5時まで

(3) 休館日

毎月第3月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日とする。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

4 指定管理者

(1) 名称および所在地

名 称 特定非営利活動法人青梅市障害者団体連合会

所在地 青梅市河辺町4丁目10番地の4

(2) 業務範囲

ア センター事業の運営に関する業務

(ア) 受付に関する業務

(イ) 相談支援事業に関する業務

(ウ) 地域活動支援センター事業に関する業務

(エ) 障害者虐待防止センター事業に関する業務

(オ) その他市長が必要と認める事業に関する業務

イ センターの施設および設備の維持管理に関する業務

ウ ア、イに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(3) 選定方法

青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条
にもとづく公募による選定

(4) 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

(5) 職員体制

常勤職員4名（施設長1名、主任支援員1名、支援員2名）

非常勤職員8名（事務局長1名、支援員6名、事務長1名）

5 指定管理料（管理運営委託料）の支出状況

（単位：円）

区 分	管理運営委託料	支 出 済 額	主な経費の内容
障がい者サポ ートセンター	45,892,911	45,001,137	人件費、業務委託 費、水道光熱費等

6 センター事業等の実施状況

(1) 相談支援事業（相談件数：延べ5,590件、登録者数：226名）

ア 一般相談…休館日以外の全日

イ 高次脳機能障害相談…月平均9日（おおむね、木・金・土曜日）

ウ ピア相談…毎月第2・3・4日曜日

ピアカウンセリング…毎月第4日曜日

- エ 発達障害相談…児童：毎月第2木曜日
(10月から)…成人：毎月第2金曜日【新規：都補助事業】
オ 障害者虐待相談…原則、月曜日～金曜日（第3月曜日を除く。）

(2) 地域活動支援センター事業

- ア 創作活動または生産活動の機会の提供（実施日数：223日、
延べ3,887名）
イ 社会との交流の促進（バザーへの参加：16回）
ウ 交流室（憩いのサロン）の提供（利用者：延べ4,777名）
エ 青空活動（実施日数：21日、延べ63名）

(3) 生活支援事業

ア 生活訓練等事業

- ・パソコン教室（前期・後期全11回、延べ77名）
- ・リハビリ・療育指導事業（全16回、延べ109名）

イ ボランティア活動支援事業（4事業）

サポートセンター交流祭、日本舞踊とクレープ作りを楽しもう！（文化の日）、クリスマス会、もちつき大会（成人の日）

ウ 家族会活動支援事業（わかくさ家族懇談会）

エ スポーツ・レクリエーション教室開催事業

- ・スポーツ（全9回、延べ12名、他施設からの参加：延べ116名）
- ・ウォーキング（全15回、延べ44名）
- ・ヨガ体操（全20回、延べ56名）
- ・健康相談（月1回・全12回、延べ67件）
- ・書道の会（月2回・全24回、延べ159名）
- ・利用者ミーティング（毎月2回・全24回、延べ335名）

オ 福祉講座開催事業

テーマ：高次脳機能障害と就労

対象者：高次脳機能障害者・家族、支援機関、興味のある方

参加人数：65名

カ 親子交流レクリエーション事業（全9回、延べ155名）

キ 休日障害児・者レクリエーション事業

- ・土曜サロン（全11回、延べ54名）
- ・DVD上映会（全3回、延べ16名）

- ・土曜カラオケ（全10回、延べ81名）
 - ・祝日イベント（GW期間3回、海の日、体育の日、文化の日、クリスマス会、成人の日、春分の日 全9回、延べ105名）
- (4) 放課後対策事業
- 稼働日 毎週月曜日から金曜日まで（週5日間、土日・祝祭日、学校の夏季・冬季休暇およびセンター休業日を除く。）
- 利用時間 原則、午後2時から午後5時30分まで
- 利用実績 稼働日数：174日、学童数：延べ490名
- (5) 退院促進・地域移行支援事業（利用人数：延べ23名）
- 長期入院患者の地域生活への移行のためのイメージ作り支援
- (6) 障がい者サポートセンター交流祭
- 開催日時 平成25年9月8日（日）午前10時から午後3時まで
- 場 センター駐車場、1階サロン
- 参加者数 約600名
- (7) 就労支援センターとの連携（利用人数：延べ4名）
- 就労に向けた相談対応の実施
- (8) 施設貸出し事業
- ア 使用施設 会議室、音楽室、多目的ホール
- イ 障害種別延べ利用者数 総利用者数：5,530名
- ・身体障害：767名
 - ・知的障害：3,814名
 - ・精神障害：305名
 - ・その他：644名
- (9) 障害者虐待防止対策支援事業
- ア 障害者虐待の通報・届出件数 7件（通報4件、届出3件）
- イ 広報・啓発活動の実施
- ・障害者虐待防止のための講演活動
 - ・障害者虐待防止法の周知活動
- (10) その他事業
- ア 通信紙「サポートセンター通信」の発行（年4回）
- 総発行部数：2,300部

月別発行部数： 5月・8月：各550部

11月・1月：各600部

配布先：センター利用者、市内施設・関係機関、東京都施設、
特別支援学校ほか

イ 「青梅市障がい者サポートセンター作品展示会」の開催

障害者週間に合わせ、平成25年12月3日（火）から12月
9日（月）まで、センター1階サロンにて展示

ウ 研修会等への参加（延べ19名）

相談支援従事者初任者研修（東京都）以下19テーマ

第3 監査の結果

センターは、平成23年4月に開設された当初から平成27年度までの5年間、特定非営利活動法人青梅市障害者団体連合会（以下「連合会」という。）を指定管理者として、事業の実施、施設の管理および運営が行われてきたところである。

指定管理者の指定に当たっては、平成22年9月に公募を行い、2者の応募があり、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の手順に従い選定した結果、連合会を指定管理者とした。

現在、指定管理後3年が経過しているが、その間の運営状況や実績、成果についてどのように検証し評価しているのか、また、これらの結果を踏まえた残された期間の対応、さらには、次期の指定管理者の指定への課題等について、指定管理者および市担当課への質疑、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査を行い、判断したところである。

この結果、センターの事業の実施、施設の管理および運営については、おおむね目的に沿って執行されているものと認められたが、以下の要望等について検討されたい。

第4 要望等

指定管理者は、強い意欲を持って施設の管理、運営に当たっているとところであるが、引き続き、地域の障害者に対する福祉サービスの拠点として、新たな課題への対応も含め、活動されるよう望むものである。

なお、個別の要望等については、以下のとおりである。

1 連合会に関する事項

(1) 管理業務に関する関係書類の整備等について

センターの管理業務については、「青梅市障がい者サポートセンターの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）」を締結し、管理にかかる基本的事項を定めているが、協定書において提出が規定されている防犯・防災対策等の対応マニュアルおよび自主事業にかかる事業計画書の提出がなされていなかった。

また、前記協定書の締結に伴い、連合会として自主的にセンターの「事業運営規程」を定めているが、事業区分において自主事業との混同が見受けられた。

今後においては、協定書の遵守について徹底を図るとともに、重要事項については市と協議を行い、適正な関係書類の整備等に努められたい。

(2) 防災等避難訓練の充実について

利用者が参加する訓練については、9月には防災訓練、3月には防火訓練を市や消防署の立ち会いの下で実施している。実施後の検証では、移動に時間がかかることや、遅れて避難をすることがある状況から、継続的な訓練の重要性を認識したということであった。また、地震に関する避難も意識して行う必要があるとし、消防署の指摘等を参考にして、施設環境の見直しを図るとともに、整備について協議を進めたいということであった。

今後においては、継続的な訓練の実施から課題等を把握し、その都度改善を図るとともに、災害時にはより適切な対応が図られるよう要望する。

(3) 事業の充実について

センターにおける相談事業については、これまでの一般的な3障害の相談に加え、高次脳機能障害への支援をはじめ、平成24年度からは、発達障害や障害者虐待に関わる相談を受けるなど、相談内容も多岐にわたっている。平成25年度の実績においては、成人の発達障害支援事業を加えたことから、前年度に比べ相談件数は12.6パーセント増となっている。その他、障害児の放課後対策事業を実施し、個別支援を必要とする児童の対応を図っているところである。

このように多くの相談および支援事業を実施しているため、年間

を通じ、組織として効率的な人員配置や、事業の内容に合わせた専門性の高い相談員の確保などが重要となる。相談者に対しては、安全面においても、ゆとりある対応が望ましいことから、今後の年度協定書の締結に当たっては、市と十分な協議を行い、充実した事業の実施に努められたい。

2 健康福祉部障がい者福祉課に関する事項

(1) 協定書の見直しについて

指定管理者による施設の管理、運営は、市と指定管理者の間で締結された協定書に従っているが、協定書に規定のない事項や、一部実情とかい離のある事項が見受けられた。以下の事項について、見直しを検討されるよう要望する。

ア 施設修繕について（第16条第4項関係）

施設の修繕について、小破修繕は指定管理者の負担により行うものと規定し、指定管理経費に修繕にかかる費用が計上されているが、修繕の実施に当たっては範囲等の取り決めがなく、その都度市と協議すると規定されている。

管理運営業務にかかる事務の簡素化を図るため、小破修繕に関する一定の範囲基準等の策定について検討されたい。

イ 備品購入について（第25条第3項関係）

エアコン購入代が、備品等購入費として指定管理経費から執行されているが、施設に付帯する空調設備の老朽化に伴う補修対応と比較して安価であるとの判断基準にもとづき、順次、各部屋にエアコンを設置し対応しているとのことであった。

協定書において、市の備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、両方で協議し、必要に応じて市の費用で当該備品等を購入または調達するとして規定していることから、この支出は、本来市が執行しなければならない経費と考える。

今後は、協定書にもとづく適正な負担区分による対応に努めるとともに、必要に応じ協定書を改められたい。

ウ 監査について（第28条第5項関係）

協定書には、市監査委員による監査について、「管理業務に関

する出納関連の事務について監査を行うことができる。」と規定されているが、地方自治法には、「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」と規定されている。

監査については、地方自治法の趣旨に沿った規定に改められたい。

エ 保険の加入について（第33条第2項関係）

平成24年度から実施している「遊々くらぶ」の利用児童を対象に傷害保険に加入し、事故等が発生した場合の補償の充実を図っているが、協定書には、施設賠償責任保険への加入が記載されているのみである。

事業の実施に必要と判断される保険については、協定書に規定されたい。

オ 管理経費の返還について（第37条関係）

都補助金を活用した事業について、最終的な事業実績額が交付済額を下回り、都への補助金の返還が生じた。このため指定管理者へ支出されていた管理経費についても、市への返還が実施されたが、協定書には、指定の取り消しや業務の停止を伴わない管理経費の返還については定められていない。

今後、同様のケースが発生することを想定し、協定書に規定されたい。

カ コピー機利用料の取り扱いについて

センター内に設置されているコピー機について、施設を利用する関係団体に対し「青梅市電子複写機利用取扱基準」に準じて利用料を徴収し、指定管理者の収入としている。

コピー機の設置にかかる経費は、指定管理経費から支出されていることから、利用料の取り扱いについて協定書に規定されたい。

(2) 指定管理者の管理運営業務に対する評価等について

指定管理者に対する業務の履行や事業実施状況の確認については、現地調査や月報の確認を行うとともに、年に3回から4回実施される定例会の中で現状確認を行い、さらに年度末には、事業報告書および各相談記録や帳簿等の実地確認を行い評価しているとの

ことであった。また、青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針にもとづく評価シートを作成し、双方同一の項目について、それぞれが客観的に評価し、改善事項を把握するべく検証をしているところである。

指定管理者制度の活用においては、単に施設の効率的・効果的な管理運営だけでなく、実施事業そのものの本質と利用者にとっての最適な支援を重要視すべきものであり、管理者の意欲と技量が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、きめ細かい状況評価が必要不可欠な委任業務である。今後においても、常に新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たるとともに、適切な指導・助言に努められたい。

3 共通事項

(1) 放課後対策事業の充実について

平成24年6月から開始した放課後対策事業「遊々くらぶ」については、センターの立地場所等の関係から、市立第三小学校（かすみ学級）の児童による利用が多くみられる。

今後、利用希望者からの要望事項および各学童保育所における対応状況等について把握するとともに、障害児の放課後対策事業の充実に努められたい。

(2) 責任分担（リスク分担）の明確化および協定書等の遵守について

指定管理業務実施に当たっての責任分担の取り扱いについて、修繕、備品、第三者への賠償については、協定書に規定されているが個々の基準が一部不明確となっているものが見受けられることから、今後、問題が発生した場合における迅速対応の観点からも両者にて協議し、責任分担の在り方および明確化について見直しを行うとともに協定書に規定されたい。

また、協定書、管理運営業務基準等によって施設運営にかかる各種事務事業の手続、対応、遵守事項等について定められているが、事務処理等の一部に遺漏している状況が見受けられることから、今後においては、協定書等における規定遵守の徹底に努められたい。

(3) 指定管理者による運営の効果と次期に向けた対応について

指定管理による運営を実施して、本年度で4年が経過するところ

である。

担当課の評価においては、業務量の増加に伴う、職員体制の見直しが課題となっはいるが、市と管理者双方で協力し、毎年内容を検証しながら、よりよい利用者サービスをめざして確実に成長をしてきたと認識しているとのことであった。

指定管理者においては、これまで事業展開に見合う人材の配置、環境への配慮に関し、それぞれのニーズにあわせて努力してきたとのことである。また、日々の業務の中でも、職員として守るべき倫理や障害のある人の権利擁護を念頭に、今後においても、福祉の目標である、平和で安心・安全を基本とした対人支援を担う取組を実施していきたいとのことであった。

指定期間満了に当たり、これまでの実績を検証し、センターにおける指定管理者制度の効果について、総合的な評価をされたい。また、その評価を踏まえ、次期以降の運営については、利用者の使いやすさ等に配慮した継続的な委任にも考慮しながら、管理者としての適正について慎重に判断し、更に充実した障害者支援に努められるよう要望する。